

## 県民ふれあい会館食堂事業者募集要項

### 1 目的

鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）（以下「県民ふれあい会館」という。）の利用者の利便性を図ることを目的とし、食堂の運営を個人事業者に委託している。

現在の個人事業者との契約が令和6年9月30日付けで終了したことに伴い、令和7年4月1日以降の食堂について、健全で安定した経営のもと、利用者等に食事の提供ができる事業者（以下「食堂事業者」という。）を公募により選定するため、必要な手続等について定める。

### 2 提出書類の概要

本件の公募に参加しようとする事業者は、別紙1「食堂事業者募集に係る条件等」及び別紙2「貸付条件」を熟知の上、次の書類を提出すること。

(1) 県民ふれあい会館食堂事業者選定コンペティション参加申込書（様式1）

(2) 企画書

ア 事業・組織の概要（様式2）

イ 経営企画書（様式3）

(3) 直近過去3年間の決算書類

ア 貸借対照表

イ 損益計算書

※営業実績が3年未満の場合は、営業開始時から直近の決算書類で可

(4) 登記事項証明書又は身分証明書の写し

法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は市町村長の発行する身分証明書の写しを提出すること。

(5) 納税証明書

提案書の提出日前3月以内に発行されたものであること。

ア 法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

イ 個人事業者の場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

### 3 県民ふれあい会館食堂事業者選定審査会

(1) 審査委員は次の4名とする。

県民ふれあい会館館長、鳥取県教育文化財団事務局長、県民ふれあい会館入居団体の職員2名

(2) 公告の日から、食堂事業者の選定審査が終了する日までに、審査委員に働きかけ等を行った者については失格とする。

4 企画書等の審査評価基準

評価項目	評価視点	配点
実績	・持続可能な店舗経営に係るこれまでの実績	10
出店意欲	・応募動機及び運営コンセプト	10
実施体制	・営業時間 ・従業員の配置体制 ・衛生管理、安全対策	20
	・障害者就労支援	10
サービス及び集客の工夫	・公共施設としてふさわしいか ・施設利用者が利用しやすいか ・メニューの種類の豊富さ ・メニュー価格の妥当性 ・幅広い年代が利用できるメニューか ・鳥取県産の食材を使用しているか	35
経営力	収支計画	5
総合力	全体的な提案の妥当性、実現性等事業者の総合的な実力	10
合 計		100

5 会館及び食堂事業者の責任の分担

項目	責任分担	
	当館	事業者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増	
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増	
関連法制度の改正	○	
	上記以外のもの	
不可抗力	協議事項	
施設、設備及び備品 (以下「施設等」という。)の損傷	○	
		○
	上記以外のもの	
施設等の利用者等 への損害賠償	○	
		○
	上記以外のもの	
火災保険の加入	○	
運営に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担		○
包括的管理責任	○	

## 6 その他留意事項

- (1) 提出された提案書等の内容に関して、電話等による確認、問合せを行うことがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 書類提出後の問合せには応じない。
- (4) 書類提出後、書類等の追加・修正は受け付けない。
- (5) 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (6) 選定結果については、審査を行った日から起算して14日以内に応募のあった事業者に対し、別途通知する。

また、選定された食堂事業者を県民ふれあい会館のホームページにおいて公表する。